



専門委員会規程

平成 26 年 3 月 19 日 第 6 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）細則第 10 条に規定された専門委員会の任務を定めるものである。

(任務)

第 2 条 本会の専門委員会は、特定の題目についての調査・研究・討議をおこない、これの推進・普及を図るものとする。

(位置)

第 3 条 専門委員会は理事会に直属するものとする。

(設置・改廃)

第 4 条 専門委員会の設置および改廃は企画委員会で審議され、理事会の承認を得るものとする。

(区分)

第 5 条 専門委員会は、その目的、内容、性質等により、次のとおり区分する。

- (1) 特別専門委員会：外部機関の委託あるいは補助を受け、あるいは内外学術機関との連絡の便宜などのために設け、所定の題目について資料収集・情報交換・調査・研究・その他をおこなう。
- (2) 研究専門委員会：本会が選定した題目について、研究の進歩・推進を図るため、文献紹介・研究発表・情報交換・その他をおこなう。
- (3) 調査専門委員会：本会から依頼された特定の題目について状況・実態等を把握するため、調査・資料収集・検討・その他をおこなう。

(委員)

第 6 条 専門委員会の委員は、原則として本会会員とする。ただし、特別専門委員会および調査専門委員会は、本会会員外からも参加を求めることができる。

2 委員数は限定しない。

3 委員外で、会議への参加を希望する本会会員は、専門委員会の承認を得た上で、常時参加者として参加することができる。

(構成・委嘱)

第 7 条 専門委員会は、主査 1 名、幹事若干名を置く。

- 2 主査，幹事および委員は，会長が委嘱する。
- 3 常時参加者は，主査が委嘱する。

(設置期間)

第8条 専門委員会の設置期間は，原則として2年以内とする。

(任期)

第9条 専門委員会の委員の任期は，原則として2年以内とする。

(年度報告)

第10条 専門委員会は毎年度末に，所定の書式による年度報告を企画委員会に提出する。

(成果の公表)

第11条 専門委員会は，終了後1年以内を目処に，下記のいずれかで活動の成果を全会員に公表する。ただし，契約等で定められている場合は，それに従う。

- (1) 本会ホームページ
- (2) 「春の年会」または「秋の大会」における「総合講演・報告」
- (3) 本会学会誌の解説記事または報告記事

(改定)

第12条 本規程の改定は，企画委員会で起案し，理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 この規程は昭和35年5月18日から施行する。
- 2 改定履歴
 - ①昭和35年5月18日 第16回理事会制定
 - ②昭和38年7月22日 第53回理事会改定
 - ③平成20年11月27日 第498回理事会改定
 - ④平成22年11月30日 第513回理事会改定
 - ⑤平成23年2月1日 第514回理事会改定
 - ⑥平成23年5月31日 第1回理事会改定
 - ⑦平成23年9月16日 第4回理事会改定
 - ⑧平成25年9月24日 第3回理事会改定
 - ⑨平成26年3月14日 第7回企画委員会起案，平成26年3月19日 第6回理事会承認

附則

- 1 平成26年3月14日起案の規程は，理事会承認の日から施行する。